

## 運賃協議部会の設置について（案）

令和5年10月1日に道路運送法が改正され、従前、当協議会で所掌していた一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する協議については、道路運送法第9条第4項に規定された者のみで構成する協議会で行う必要があることとされた。そのため、今後は中野区交通政策推進協議会内に道路運送法第9条第4項に規定された協議会を設置の上、協議を行う必要がある。

については、中野区交通政策推進協議会条例第7条第1項の規定に基づき、新たに「中野区交通政策推進協議会実証運行運賃協議部会」（以下「運賃協議部会」という。）を下記のとおり設置する。

### 記

#### 1 名称

中野区交通政策推進協議会実証運行運賃協議部会

#### 2 所掌事項

中野区実証運行に係る道路運送法第9条第4項に規定される一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関すること

#### 3 設置日

令和6年2月5日

#### 4 部会員

中野区交通政策推進協議会条例第7条第2項の規定に基づき、委員のうちから会長が以下のとおり指名する。

|                    |                                 |      |
|--------------------|---------------------------------|------|
| 区長が指名する住民の意見を代表する者 | 中野区町会連合会副会長                     | 大野道高 |
| 運行事業者              | 関東バス株式会社運輸部計画・営業担当副部長           | 小川将和 |
| 運輸局                | 国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官（輸送担当） | 鎌塚俊充 |
| 区                  | 中野区都市基盤部長                       | 豊川士朗 |

#### 5 その他

- 運賃協議部会で協議を調えた際は、その結果を交通政策推進協議会へ報告する。
- 運営協議部会の開催にあたっては、住民、利用者その他利害関係者の意見を広く集める（道路運送法第9条第5項関連）。

【参考】道路運送法

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第9条 (略)

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6・7 (略)

【参考】中野区交通政策推進協議会条例

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する部会員をもって組織する。

3～6 (略)

# 一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

## これまで

### 【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

#### 旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について 関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

#### 施行規則 9条の2概要

法第9条第4項の協議が調つたときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つているときとする。

## 令和5年10月1日以降

### 【公聴会の開催等\*により、住民等の意見を聞く】

\*パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

#### 新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

### 【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

#### 新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ことにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

# (運賃) 協議会の進め方の例について

## ○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。

地域公共交通会議の要綱に

- ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
- ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加

その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。

- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。

※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。

※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

## ○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

- ・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

（例）※（）内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
- ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
- ③自治会への説明会（住民、利用者）
- ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）

①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

### 【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

## ○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。

※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。